令和８年７月吉日

生産者各位

宗像地区農業用廃プラ適正処理推進協議会

（宗像市・福津市・北筑前普及指導センター・ＪＡむなかた）

農業用廃棄物の回収日程について

盛夏の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の通り農業用廃ビニール・廃ポリの回収を実施致します。

別紙の回収方法を参考に対応方よろしくお願い致します。

記

回収品目　　【Ａ】農業用廃ビニールと【Ｂ】農業用廃ポリを回収

回収日程　　①令和８年１０月７日（水）　９時００分～１２時００分

②令和８年１０月８日（木）　９時００分～１２時００分

回収品目　　【Ｃ】農業用廃プラスチック類（その他）を回収

回収日程　　③令和８年１０月９日（金）　９時００分～１２時００分

★【Ａ】、【Ｂ】、【Ｃ】は、３枚目の黒田工業のチラシ（写真）をご覧ください。

★令和４年度より、種類別に回収することになりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。なお、種類の詳細に関しては、チラシ（写真）をご確認ください。チラシは各グリーンセンター、宗像市、福津市の窓口に準備致します。

（例）シルバーマルチは【C】農業用廃プラスチック類に該当します。

また、搬入姿が悪い場合（泥汚れがひどい、梱包がしっかりしていない、タンクや塩ビパイプ等が切断されていない、ブルーシートの金属が取られていない、農薬容器が洗浄されていない等）は産廃業者が回収を拒否しますので、ご協力お願いいたします。

３．回収場所　　宗　像　　ＪＡむなかた玄海選果場
津屋崎　　ＪＡむなかた玄海選果場
福　間　　ＪＡむなかた上西郷集荷場

４．回収料金（税込）
【Ａ】農業用廃ビニール　　５２円／ｋｇ
【Ｂ】農業用廃ポリ　　５２円／ｋｇ
【Ｃ】農業用廃プラスチック類　　５７円／ｋｇ

５．支払方法　　現金または貯金決済
貯金決済の場合は、ＪＡむなかたの貯金通帳または組合員カードを準備してください。
令和８年１２月２１日（月）に指定口座より決済されます。

６．搬入対象　　農業用ビニール、農業用ポリ、農業用プラスチック類
（家庭用プラスチック類や缶、瓶類は搬入出来ません）

７．搬入方法　　搬入の際は、①計量実施、②荷おろし、③計量実施の順で行います。係の指示に従ってください。

８．必要な物　　搬入物の処理に対する委任状への署名及び捺印が必要となりますので、**印鑑**を持参してください。

９．注意事項　　産業廃棄物の運搬時には、車両に①『産業廃棄物収集運搬車』の表示及び②『農業用産業廃棄物運搬車（車両携帯備付用）』が必要です。②の『農業用産業廃棄物運搬車（車両携帯備付用）』の様式は【別紙１】を利用して、運搬中は必ず携帯してください。①の『産業廃棄物収集運搬車』表示板はＪＡむなかたの各グリーンセンターに準備していますので、運搬時は両面のドアに張り付けてください。

★農業用廃棄物は、行政の処理工場には持込み出来ませんのでご注意ください。

限りある資源を活かし、環境を守りましょう

農業用廃プラの処理料金、回収方法について

【A】 農業用廃ビニール

・『農ビ』と記載があるもの

【B】 農業用廃ポリ

《農ポリ》

・『農PO』、『ノーポリ』と記載があるもの

《マルチ》

・白・黒・ツイン・グリーン・シルバー
※太陽シートは、農業用廃プラスチックになります

《肥料袋》

・肥料袋のみ
※他の物を入れてる場合は、農業用廃プラスチックになります

【C】 農業用廃プラスチック類（その他）

・ブルーシート　・パオパオ　・寒冷紗　・遮光ネット　・牧草シート　・空フレコン　・ネット　・網
・サイロラップ　・苗箱　・コンテナ　・アゼシート　・農薬ボトル(空)
・ポット、ポットトレー　・パッカー　・バンド　・パイプ　・アゼ波板　・タンク　．．．

塩ビパイプ

上記のように結束する

苗　箱

タ ン ク

切断して結束する

農薬容器

中を洗い袋にまとめる

ポ ッ ト

まとめる

【注】塩ビパイプは1mの長さに切断し、きちんと結束してください。
長いままでは引き取れない場合がありますのでご了承ください。

持込み禁止　・金属　・木材　・ガラス　・一般家庭ゴミ　・ゴム（ファンベルト、タイヤ類）

※持込みの際は、種類別に分けて降ろして下さい。
処理料金の改定により、回収日に混雑の恐れがあります。荷降ろしがスムーズにできるよう
持ち込む前の準備として、積込む際の分別等、保管される場合の分別等を各自お願い致します。

ご協力をお願い致します！

株式会社黒田工業

【別紙1】　　※運搬の際は、必ず携行してください。

農業用産業廃棄物運搬車（車両携帯備付用）

<table>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>住所</td><td colspan="3">福岡県</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の
種類・数量</td><td>種類</td><td colspan="2">農業用廃プラスチック類</td><td>数量</td><td>トン</td></tr>
<tr><td colspan="3">積載日</td><td colspan="4">令和　8年　10月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">積載した場所・連絡先</td><td>積載場所</td><td colspan="3">福岡県</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">運搬先の事業所</td><td colspan="4">玄海選果場　・　上西郷集荷場　（どちらかに〇を付けてください）

JAむなかたグリーンセンター本店
福岡県宗像市東郷4丁目2番7号
連絡先　0940－36－4785</td></tr>
</table>

★氏名・住所・数量・積載日・積載場所・連絡先を記入して、運搬先に〇を付けてください。

❷書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

（みほん）

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

書面

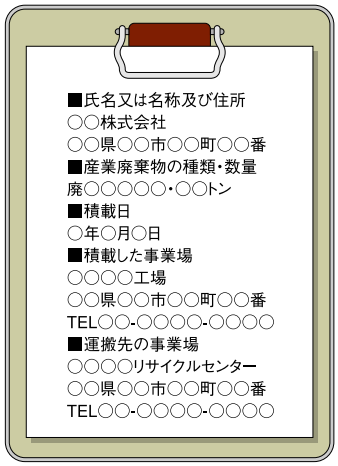

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し　（※）

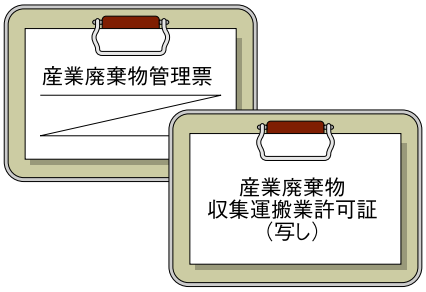

●実際の書面の例

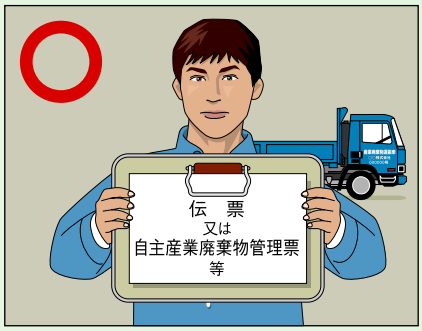

排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。

電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。

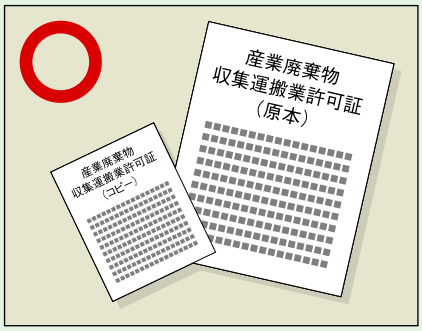

処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類（電子情報でも可）が必要になります。

- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- その運搬を委託した者の氏名又は名称
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、連絡先

（ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。）